

# 平成 27 年度事業計画(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 平成 27 年度事業の基本的考え方

- 平成 27 年度事業は、「全社協福祉ビジョン 2011」、「社協・生活支援活動強化方針」および「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書」ならびに全国社会福祉法人経営者協議会（以下、経営協）「アクションプラン 2015」等の計画・方針の目的の実現・達成に向け、所要の事業に取り組む。
  
- とくに、社会福祉法人制度の見直しに関する対応を本会の最重点課題とし、本会各構成団体間の連携を一層密にし、重点的に取り組む。

社会福祉法人の本質である公益性の明示ならびに経営情報の適正な開示による非営利性の明示については、本会全体の共通的重要課題として認識し、その実現をめざして取り組む。

これらの取り組みを通じ、社会福祉法人の役割および活動に対する国民の理解の促進をあらためて図るとともに、社会福祉法人の良好な経営環境を確保し、もって地域福祉の一層の拡充を推し進める。
  
- 生活困窮者自立支援法をはじめ、平成 27 年度に新たに施行される社会福祉諸制度ならびに今後の見直しが予定されている法制度については、引き続き、関係者との連携のもと、円滑な制度運用と効果的な実践につながるよう、所要の対応を進める。

なお、社会福祉諸制度への対応にあたっては、地方分権改革により地方自治体に権限移譲された事項についても、各地の社会福祉事業の推進が妨げられることのないよう、各構成団体と連携し、動向の把握と対応に取り組む。
  
- 東日本大震災被災地の支援については、被災地の福祉課題とその変化や公的支援策の動向を把握し、引き続き被災地福祉関係者と課題を共有するとともに、中長期的な視点に立って被災地福祉関係者の活動の支援に取り組む。
  
- 本会は、これらの考え方を基本に置き、各部・所が協力して構成団体間の一層の連携を推進し、平成 27 年度事業を遂行する。

### I. 社会福祉諸制度の改革への対応

#### 1. 社会福祉法人・福祉施設の経営にかかる基本課題の検討、あり方の提示および関係諸制度改革への対応

- ・ 社会福祉法人制度の見直しに関する議論の経緯を踏まえ、政策委員会、社会福祉施設協議会連絡会、全国経営協および各種別協議会の横断的な取り組みとして、社会福祉法改正に向けた所要の対策を講じる。
- ・ 社会福祉法人の経営情報の公開については、社会から正しく評価されるよう、各法人における適正な会計処理および財務管理を推進し、もって社会福祉法人に対する国民の一層の理解と信頼につなげる。
- ・ 社会福祉法人の「地域公益活動」に関する対応としては、引き続き地域の福祉課題に対する各法人の積極的な取り組みを推進するとともに、その内容を広く社会に発信する。地域公益活動に関する施設経営法人と社協の連携の促進については、活動に関する法人間連携の場づくり等、社協の協議体としての機能を活かした取り組みを推進する。
- ・ 介護人材確保対策等の新たな福祉人材確保施策を踏まえ、福祉人材の確保・育成および処遇の向上に向けた取り組みを全国経営協および各種別協議会と連携して推進する。

#### 2. 次世代育成支援対策、児童福祉制度拡充への取り組み

- ・ 子ども・子育て支援新制度施行後の保育所等各施設の状況および制度運用上の課題を把握するとともに、児童福祉関係種別協議会を中心に事業移行に関する情報提供等、各施設による対応の支援に取り組む。これらの取り組みを通じ、児童福祉関係事業の一層の推進および質の向上を支援し、もって子どもの健やかな育ちの実現を図る。  
「社会的養護の課題と将来像」の具体化に向けては、関係種別協議会を中心に、施設の小規模化および家庭的養護の推進に関する取り組みを進める。また、ひとり親家庭の支援については、全国母子生活支援施設協議会を中心に、母子生活支援施設の将来ビジョンに沿った取り組みを推進する。
- ・ 子ども・家庭福祉の推進基盤の形成については、研修会の開催等を通じて検討委員会報告の普及を図り、子育て家庭の孤立および児童虐待防止等に向けた地域の子ども・子育て支援関係者の協働を推進する。また、子どもの貧困をめぐる問題については、児童関係種別協議会を中心に課題を共有し、社会的孤立の防止や学習支援等、貧困に起因する諸課題に関する検討を進める。

### 3. 障害保健福祉施策の拡充への取り組み

- ・ 障害者総合支援法に関する対応については、引き続き利用者向けの情報提供を行うとともに、障害福祉関係種別協議会を中心に障害福祉サービス等の報酬改定の影響の把握および関係施設・事業所の運営の支援に取り組む。  
また、障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方等、同法施行後3年を目途に行う見直しについて、制度・サービスの充実および障害者の生活の質の向上につながるよう、引き続き所要の取り組みを進める。
- ・ 優先調達推進法への対応については、官公庁の発注実績および各都道府県の共同受注体制の取り組み状況を把握し、社会就労センターの一層の活用等に向けた課題の整理を行うとともに、関係団体と協力して共同受注の推進策を講じる。
- ・ 障害者差別解消法については、関係種別協議会を中心にその施行（平成28年4月）に向けた動向を把握し、所要の対応を進める。

### 4. 高齢者福祉・介護諸制度等の拡充への取り組み

- ・ 介護保険制度改正および介護報酬改定については、関係種別協議会および地域福祉推進委員会の事業を通じてその影響を把握し、所要の取り組みを進める。  
新たな地域支援事業については、生活支援サービス等の充実や担い手の拡大に向け、地域の推進体制の強化を支援することとし、新地域支援構想会議において具体的な方策の検討およびその普及に取り組む。
- ・ 「高齢者の生活を支えるネットワークセミナー」の企画等を通じ、認知症高齢者の生活課題や支援のあり方について関係団体間の認識を共有し、認知症高齢者の地域生活支援に関する活動や施策の拡充に向けた取り組みを進める。

### 5. 地域福祉施策の再編成への対応

- ・ 生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度の地域支援事業の見直し、社会福祉法人の地域公益活動の推進等、地域生活支援関連の施策の再編成にあたって、関係施策が地域福祉推進のために総合的に展開されるよう、都道府県・指定都市社協と連携し、制度運用上の課題の把握、市区町村社協への情報提供等、所要の取り組みを進める。

### 6. 政策委員会の運営を通じた調査研究、提言、要望活動の推進

- ・ 政策委員会構成組織の連携のもと、社会保障および社会福祉分野の制度改革の動向および制度運営面の課題を集約するとともに、わが国社会福祉の向上を図るべく、政策委員会において所要の検討を行い、政策提言・要望等を行う。あわせて、社会福祉関係予算および税制に関する動向を把握し、所要の対策を講じる。とくに、社会福祉法人課税をめぐる動向に関しては、引き続き、幅広い社会福祉関係者の連携のもと、非課税堅持に向けた取り組みを進める。

## Ⅱ. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

### 1. 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進

- ・ 「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、福祉施設・事業所におけるサービスの質の向上に関する総合的な検討を行い、取り組みの推進を図る。
- ・ 福祉サービス第三者評価事業については、全国段階の推進組織として、評価調査者養成のための指導者研修の実施や評価基準の普及・更新に取り組む。  
福祉施設・事業所の受審促進に向けては、関係各部・所において、種別協議会による会員施設・事業所に対する受審促進の取り組みを支援する。  
保育所の第三者評価については、評価の実施体制の整備に向け、保育所版の第三者評価の手引きの発行、評価調査者指導者の養成等、所要の取り組みを進める。
- ・ 都道府県運営適正化委員会に関する取り組みとしては、苦情・相談内容や対応困難事例の収集、分析等を行い、これらの情報を各都道府県社協および種別協議会等に提供し、福祉サービスに関する苦情・相談に関する課題と対策の共有化を図る。

### 2. 権利擁護、日常生活自立支援および虐待防止に関する取り組みの推進

- ・ 日常生活自立支援事業の運営費に対する国庫補助基準等の変更の影響を把握するとともに、本事業に関する今後の対応について都道府県・指定都市社協と協議し、所要の取り組みを進める。
- ・ 障害者差別の解消に対する社会的な理解の促進を図るべく、障害者差別解消法の趣旨や内容に関するパンフレットを作成し、地域の団体や学校における福祉教育・福祉学習における活用を推進する。また、障害関係種別協議会を中心に、障害者の虐待防止の取り組みを推進する。
- ・ 地域における児童虐待の防止に向け、保育所や放課後児童クラブによる児童虐待防止の取り組みの支援策として、虐待予防および早期発見のためのチェックリストを作成し、普及を図る。  
社会的養護関係施設の入所児童の虐待防止については、関係種別協議会を中心に研修等を推進し、各施設の虐待防止の徹底を図る。
- ・ 「権利擁護・虐待防止セミナー」の開催および「権利擁護・虐待防止白書」の発行を通じ、児童・障害者・高齢者等の権利擁護および虐待防止に関する啓発および取り組みの普及、推進を図る。

### Ⅲ. 地域福祉推進基盤の拡充と福祉活動・サービスの推進

#### 1. 地域協働による重層的な福祉活動と地域ケア体制の構築

- ・ 住民同士の見守りや助け合い等の小地域活動、ふれあい・いきいきサロン等の交流の場づくり、住民の福祉活動の拠点の設定等、地域福祉の基盤となる取り組みの一層の推進に向け、都道府県・指定都市社協と連携し、市区町村社協等を対象とする参考事例の収集・提供、研修・交流機会の提供等、所要の取り組みを進める。  
また、福祉施設、民生委員・児童委員をはじめとする社会福祉関係者や行政機関と住民との協働による多様な地域福祉活動の展開を図る。
- ・ 生活支援サービスの拡充に向けては、活動の立ち上げに関するマニュアルを作成してその普及を図り、生活支援サービスへの取り組みを支援する。
- ・ 重層的な地域ケア体制の構築に向け、住民の助け合い活動、生活支援サービス、公的な福祉サービス等の連携のあり方に関する検討および対応を進める。

#### 2. 地域における総合相談・生活支援システムの確立

- ・ 生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業、家計相談支援および就労支援等の任意事業について、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、小地域活動および生活支援サービス等との連携が十分に図られるようにし、地域の総合相談・生活支援システムの拡充につなげる。  
また、社協による生活困窮者自立支援法関係事業の取り組み状況を把握するとともに、従事者の養成、手法や成果の共有化等、事業推進のための取り組みを進める。

#### 3. 生活福祉資金貸付制度、運用の改善

- ・ 生活困窮者自立支援法の施行を踏まえ、本貸付制度の見直し後の運用状況、自立相談支援事業や家計相談支援事業と本貸付制度の連携状況を把握し、所要の取り組みを進める。
- ・ 総合支援資金貸付等における償還困難債務の免除基準のあり方等、継続的に課題となっている事案について、厚生労働省との協議を進める。
- ・ 市区町村社協および都道府県社協における業務量を把握し、平成 28 年度以降の適切な事務体制の構築（事務費確保等）に取り組む。

#### 4. 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

- ・ 全国の民生委員児童委員協議会（以下、民児協）を対象とした調査の結果をもとに、委員活動費の確保や委員のなり手の確保等、民生委員・児童委員に関する諸課題について、より優先度の高い課題から改善策の検討を進める。  
また、児童委員の活動に対する社会的理解の促進に向け、情報発信の充実・強化

に取り組む。

- ・ 平成 29 年の民生委員制度創設 100 周年に向け、全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）を中心に、今後の民生委員・児童委員制度のあり方や活動の方向性の検討を進めるとともに、100 周年記念事業の具体的な企画および準備を進める。

## 5. ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- ・ 「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策 2015」（仮称）においてセンターの運営・活動をめぐる課題および取り組みの方向性を示し、各センターの効率的・効果的運営およびボランティア・市民活動の一層の推進を図る。
- ・ 上記強化方策に基づく取り組みの推進を図るため、市区町村域におけるボランティア・市民活動の推進・支援に関する取り組みの状況および課題に関する調査を行う。

## 6. 市区町村社協の経営基盤強化支援

- ・ 市区町村社協の新任事務局長マネジメント研修を行い、社協の組織運営および事業に関する基本的事項に関する習得機会を提供するとともに、社協活動の中核を担う職員の専門性の向上を目的とする社協活動実践研修を行い、運営基盤の基礎を為す人材の育成を進める。
- ・ 市区町村社協介護サービス経営研究会を中心に、今後の社協の在宅福祉サービスのあり方や経営について検討し、事例研究や介護経営診断事業を行い、安定的な事業経営と社協の特性を活かしたサービスの推進を支援する。
- ・ 地域福祉推進委員会を中心に、社協運営の一層の適正化や組織体制の充実に向け、出納業務に関するチェックリストや社協モデル経理規程等の普及・活用促進、「ノーマ社協情報」による情報提供を行なう。

# IV. 福祉サービスを担う人材確保、育成への取り組み

## 1. 福祉人材の確保、育成と福祉人材センター機能の強化

- ・ 国等における福祉人材確保指針の改正、介護福祉士等の届出制度の検討等、新たな福祉人材確保施策の動きを踏まえ、所要の対応を進める。
- ・ 都道府県福祉人材センターの機能強化の支援として、COOL システムの効果的活用の促進、キャリア支援専門員の実践やノウハウの共有化、業務マニュアル等の普及を図るとともに、求人・求職ニーズをより詳細に把握し、戦略的なマッチング機能の強化を図ることができるよう所要の取り組みを進める。

また、採用数の増および介護や保育をはじめ福祉分野への多様な人材の参入の促進を図るべく、小中高生や大学生等次世代の福祉分野への進路選択の推進、潜在有資格者や高齢者等の就業支援に関する取り組みの強化を図る。

- ・ 福祉施設等における働きやすい職場づくりの推進に向けては、関係各部・所が連携し、全国経営協および各種別協議会との課題の共有化を図るとともに、「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり」推進要領の普及等を図るなど、取り組みを進める。

## 2. 中央福祉学院研修事業の充実

- ・ 介護福祉士実務者研修課程（通信課程）の平成 28 年 4 月の開講に向け、教育内容の検討、教材の作成、指導講師の養成を進めるとともに、都道府県・指定都市社協との協働による面接授業の実施の促進および体制整備の支援に取り組む。  
社会福祉士養成通信課程（短期養成課程）については、第 1 期の実施状況を踏まえ、国家試験対策の強化等による合格率の向上、次期課程の定員充足による運営の安定化に取り組む。
- ・ 都道府県・指定都市社協（研修実施機関）における「キャリアパス対応生涯研修課程」への取り組みの普及・促進を図るとともに、種別協議会等との連携のもと社会福祉法人・福祉施設からの参加促進に向けた広報・普及活動を展開する。
- ・ 都道府県・指定都市社協職員を対象とした階層別の研修を実施するとともに、研修テキストの普及に取り組む。
- ・ 福祉施設長専門講座については、本会における福祉施設長のあり方に関する検討の結果を踏まえ、内容の見直しについて検討する。

## V. 社会福祉に関する国際交流・支援活動の推進

- ・ アジア各国における社会福祉関係者のネットワークの拡充に向け、アジア社会福祉従事者研修を実施するとともに、種別協議会等と連携して「修了生福祉活動支援会員事業」の拡充を図り、修了生の母国における福祉活動への支援（助成）を行う。  
また、本会における国際交流・協力・支援に関する諸事業の充実を図るため、各事業の内容および位置づけの整理・見直しを行う。
- ・ 平成 25 年の台風 30 号によるフィリピンの被災者の支援（フィリピン台風福祉支援活動）については、フィリピン台風福祉支援委員会において、全国の社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員から寄せられた拠金の管理および被災者支援活動に対する助成を行う。また、助成対象とした支援活動の状況を把握し、募金協力者への報告および本会ホームページへの掲載等による広報を行う。
- ・ 日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議（開催地：台湾）に参加し、各国の社会福祉をめぐる課題や実践に関する情報を共有し、相互理解と関係強化を図る。

## **VI. 広報事業及び参考図書刊行事業の充実・強化**

### **1. 広報事業の充実・強化**

- ・ 社会福祉に対する社会的理解の一層の推進を図るべく、国民および社会福祉関係者に向け、社会福祉分野の課題および取り組みに関する情報を広く発信・提供する。
- ・ 「全社協 ActionReport」については、本会および各種別協議会における政策対応の状況や調査研究活動の動向の発信等にあたっては、時宜に応じた情報提供を行うとともに、一層の内容の充実を図る。
- ・ マスコミ関係者に向けては、プレスリリースを配信するとともに、定期的な懇談を重ね、日常的な関係づくりを進め、本会の広報機能の充実・強化を図る。

### **2. 参考図書刊行事業の企画内容の充実・販売強化**

- ・ 本会全体の取り組みとして、月刊雑誌および参考図書の内容の充実を図り、幅広い福祉関係者にとって有意義で活用される雑誌・図書を刊行する。
- ・ 参考図書については、社会福祉制度の動向や実践上の課題を十分に把握し、研修会や福祉職場等で活用可能な実務・実践書の企画・刊行への取り組みを強化する。
- ・ 月刊雑誌については、全国経営協ならびに各種別協議会と連携し、内容の充実および読者数の拡大に取り組む。
- ・ 各種テキストについては、所要の改訂および販路の拡大を図るとともに、新たに介護福祉士実務者研修テキストを刊行する。

## **VII. 都道府県・指定都市社協の連絡調整・支援、本会経営管理体制の強化**

### **1. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示**

- ・ 社会福祉諸制度改革による都道府県・指定都市社協の経営への影響を把握し、所要の対応を進める。

都道府県社協については、都道府県社協経営に関する基本的な指針等の枠組みについて検討する。また、『都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針』に関する重点事業の展開方策に関する取り組みや各種計画への反映状況を踏まえ、取り組みの推進を図る。

指定都市社協については、「指定都市分科会報告」に関する取り組みや各種計画への反映状況および社会福祉諸制度改革の影響等を踏まえ、分科会報告に基づく取り組みの推進を図る。

### **2. 新霞が関ビルの安定経営の確保、ロフォス湘南の管理・運営**

- ・ 新霞が関ビルの安定経営の確保に向けては、良質なビル環境の維持、必要な設備更新等を行い、もって入居テナントとの契約維持、賃料収入の確保に努める。また、



ビルの BCP 対応機能の強化のため、非常用発電機の増強、断水・下水道不通対策、エレベータ耐震・機能向上を内容とした更新工事等を2か年計画で実施する。

- ・ ロフォス湘南の運営については、中央福祉学院主催研修を基本としつつ、種別協議会等の利用を勧奨し、施設利用の促進を図るべく、研修メニューの拡充に取り組む。また、宿泊施設の経営方針に基づき、関係各部門の連携のもと、受講者ニーズを踏まえたサービスの向上を図るなど、宿泊施設の稼働率を確保する。施設の運営管理については、関係部・所との連携のもと体制強化を図る。

### 3. 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- ・ 引き続き財政状況および市場動向を注視しつつ、安定的な資産運用を進めるとともに、加入団体に対する適宜・適切な情報提供を行う。

### 4. より適正な業務執行体制の確立

- ・ これまでの中長期の経営方針にかかる検討を踏まえ、事業評価を踏まえた事業の重点化、効率化を進めるとともに、適切な資金計画と財政基盤の安定化に取り組む。
- ・ 外部監査、監事監査との連携のもと、事業・予算執行の一層の適正化を図るべく諸規程やルール等の見直しを進め、内部統制機能の強化に取り組む。また、内部監査、外部監査の実施による業務改善の実効性をさらに高めるべく、中期的な視点から監査のあり方について検討を進める。

## VIII. 大規模災害対策の推進および東日本大震災被災地福祉関係者の支援

- ・ 東日本大震災被災者支援については、生活支援相談員等による被災地における生活支援・相談活動を支援するとともに、被災した社会福祉法人・福祉施設の支援については全国経営協および関係種別協議会を中心に、被災地の民生委員・児童委員活動の支援については全民児連を中心に、それぞれ所要の対応を進める。
- ・ 「大規模災害対策基本方針」に基づき、具体的な取り組みを推進するとともに、都道府県・指定都市社協、種別協議会等と連携して、各分野の態勢整備を進める。あわせて、本会「緊急事態に対する業務継続計画（BCP）」の実施体制の維持・強化を図り、有事に備える。